

## 新学習指導要領にもとづく学習評価のポイント

### 新学習指導要領の改訂の要点

新学習指導要領の改訂の要点は、「社会に開かれた教育課程」の理念にもとづく次の3点に集約できる。

- (1) 育成する資質・能力を「三つの柱」で整理し、各教科等の目標や指導内容に明確に位置づけたこと。
- (2) 教科等の学びの本質を「見方・考え方」として明確化し、それを働かせることによる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向かう学習過程の改善を、授業改善の視点として明確化したこと。
- (3) 教科全体を通した総合的な学びを通して、社会との関わりの中で自己の可能性を開花できる資質・能力を育成する視点から、カリキュラム・マネジメントの充実の方向性を示したこと。

以上の3点は、全教科等に共通するものであり、「見方・考え方」を働かせることや、生活や社会との関わりの中に教科の学びを位置づけることなど、柱書と三つの資質・能力で構成された新たな教科目標の中にあらわされている。美術科の教科目標で確認すると次のとおりになる。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。 【知識及び技能】
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。 【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。 【学びに向かう力、人間性等】

つまり、教科目標を確実に実現していくことが、学習指導要領の改訂の趣旨の実現に結びつくということであり、そのためには授業改善への取り組みが不可欠であると解釈することができる。

学習評価についても同様である。各教科の教科目標の達成状況を把握し、生徒の学びを改善していくための手段、いわゆる「指導と評価の一体化」の実現を旨として行われる必要がある。そのためには、教科目標の正しい理解にもとづいて、その目標を実現するために、題材設定や指導計画を工夫し、授業を構想していくことが重要であり、それが評価の改善に向けた第一歩となる。

### 新しい評価の考え方

#### 1. 学習評価の改善の基本方針

学習指導要領が改訂されたとはいえ、学習評価の基本的なありかたがこれまでと大きく変わるわけではない。評価の観点は、確かに4観点から3観点到整理されたが、目標に準拠した観点別学習状況の評価、指導と評価の一体化の重視、妥当性、信頼性のある評価などは、これまで評価で重視されてきた内容と変わらない。

では、何が変化したのだろうか。文部科学省は、「新学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について」(令

和元年6月)の中で、今回の「学習評価の改善の基本方針」として、次の3点を示している。

- ①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと。
- ②教師の指導改善につながるものにしていくこと。
- ③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

①と②については、今までも評価の機能として指摘されてきたことなので、ここでは③に着目しておく。この指摘は、これまでの評価には必要性や妥当性が認められないものがあったということを前提としている。具体的に考えられることとしては、「美術に対する関心・意欲・態度」を評価すべき観点で、忘れ物などの別な要素が評価対象とされていたり、小グループでの話し合いによる鑑賞活動で、「鑑賞の能力」ではなく「言語活動に対する態度」が評価の判断基準となっていたりするような場面が想像できる。いずれにしても、この③の項目は、今回の学習評価の改善が、何を評価するのかを明確にすることに重点を置いていることを示す内容として、しっかりと受け止める必要がある。

学習評価で対象となるのは、教科目標に示された育成する資質・能力の実現状況だ。新学習指導要領では、全教科が同じ三つの観点で整理されており、生徒が学習を通して身につける資質・能力が、教科の目標、内容、評価に至るまで、一貫性をもって統一された。言い換えれば、教科で何を育てるのかという教科の目標が明確に把握されていない場合は、学習活動のねらいや指導内容、評価を適正に設定し、行うことは難しいということになる。特に、美術科の場合には、それぞれの指導者が生徒の実態に応じて学習内容を設定する題材教科であるため、その点がきわめて重要となる。

## 2. 三つの資質・能力の関連性と学びの構造

教科目標に位置づけられた資質・能力の評価にあたって、もう一つ認識しておく必要があるのは、育成する三つの資質・能力の関係性である。この三つの柱の根拠となるのは、平成18年に改訂された学校教育法第30条の「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」という条文である。この一文が根拠となり、中央教育審議会では、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、全ての教科の目標及び内容を「知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）」「思考力、判断力、表現力等（理解していること、できることをどう使うか）」「学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）」の三つの資質・能力として整理し、その育成をバランスよく実現することを学びの目標として示した。

ここで示された「学びの構造」は、習得した「知識及び技能」を活用しながら、「思考力、判断力、表現力等」の育成を図ることで学びを深め、さらに、そうした学びを、社会や世界と豊かに関わり、発展的、探究的に将来の人生などにつながるものにしていくことで、「学びに向かう力、人間性等」を養うという学びのサイクルを構築する。そして、その学習過程を工夫・改善していくことによって、「主体的・対話的で深い学び」に向かう授業改善が実現するとされている。従って、学習評価においても、固定的な場面での診断的な評価のみではなく、場面や内容に応じて多様な評価方法を活用するとともに、ダイナミックに展開される生徒の学びに寄り添いながら、一人一人の生徒の学びを支え導く原動力として機能するものとして捉えていく必要がある。